# みらーれネット契約約款

#### 第1章 総則

#### 第1条(約款の適用)

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合(以下「組合」といいま す。)は、このみらーれネット契約約款を定め、これに基づきインターネ ット接続サービスを提供します。

# 第2条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)インターネット接続サービス

この契約約款に基づき組合が契約者に提供するインターネットプ ロトコルによる電気通信サービス

この契約約款に基づく利用契約を組合と締結し、インターネット 接続サービスの提供を受ける者

#### (3)利用契約

この契約約款に基づき組合と契約者との間に締結されるインター ネット接続サービスの提供に関する契約

#### (4) 契約者備設

組合のインターネット接続サービスの提供を受けるため、契約者 が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウエア

(5) インターネット接続サービス用設備

組合がインターネット接続サービスを提供するにあたり、組合 が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウエア

(6) インターネット接続サービス用設備等

インターネット接続サービス用設備のほか、インターネット接 続サービスを提供するために組合が株式会社TAM、その他の 第一種電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気 诵信回線設備

#### (7)消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定 に基づき課税される消費税の額ならびに地方税(昭和 25 年法律 第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方 消費税の額

(8) ユーザ ID

パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するため に用いられる符号

(9) パスワード

ユーザ ID と組み合わせて、契約者その他の者を識別するため に用いられる符号

#### (10)個人情報

契約者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年 月日その他の記述等により特定の契約者を識別することができ るもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定 の契約者を識別することができるものを含みます。)

#### 第3条(诵知)

- 1. 組合から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は組合 が用意する契約者の専用ページに掲載するなど、組合が適当と判断 する方法により行います。
- 2. 前項の規定に基づき、組合から契約者への通知を電子メールの送信 又は組合が用意する契約者の専用ページへの掲載の方法により行 う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス 用設備に入力された日に行われたものとします。

#### 第4条(契約約款の変更)

- 1. 組合は、この契約約款を随時変更することがあります。なお、この 場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新 約款を適用するものとします
- 2. 組合は、前項の変更を行う場合は、30 日以上の予告期間をおいて、 変更後の契約約款の内容を契約者に通知するものとします。

#### 第5条(合意管轄)

契約者と組合の間で訴訟の必要が生じた場合には、富山地方裁判所を もって合意上の専属管轄裁判所とします。

# 第6条(準拠法)

この契約約款(この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以 下、同じとします。)に関する準拠法は、日本法とします。

# 第7条(協議)

この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生 じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

第2章 インターネット接続サービス契約の締結等

# 第8条(利用契約の単位)

利用契約は、別表に規定するインターネット接続サービス(以下「本 サービス」といいます。)の種類ごとに締結されるものとします。

# 第9条(利用の申し込み)

本サービスの利用の申し込みは、申込者が、必要事項を記入した組合 所定の申込書を組合に提出することにより行うものとします。

## 第 10 条(承諾)

利用契約は、前条 (利用の申し込み)に定める方法による申し込みに 対し、組合所定の方法により組合が承諾の通知を発信したときに成立 します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、組合は、申込者に よる本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります

(1) 本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届けをしたことが判 · 明した場合。

- (2)申込者が振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、もし くは申込者が公租公課の滞納処分を受け、又は支払の停止もしく は仮差押、差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続開始、会 社整理開始又は特別清算開始の申立があるなど本サービスの利 用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかなとき又は債 務の履行が困難と想定される場合。
- (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる申込者が指定 する預金口 座の利用が認められない場合。
- (4)申込者が未成年者、被保佐人、成年被後見人の何れか であり、 入会申込の際に後見人、補佐人、補助人の同 意等を得ていな かった場合。
- (5)申込者が、申し込み以前に当該本サービスの提供に関する利用 契約が組合から解約されている場合、又は本サービスの利用が 申し込みの時点で一時停止中である場合。
- (6)申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい 困難が認められる場合。

# 第11条(契約者の地位の承継)

- 1. 相続又は法人の合併により契約者の地位を承継したものは、承継を した日から 14 日以内に組合所定の書類を組合に提出するものとし
- 2. 組合は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性及 び継続性が認められる場合に限り、前項(契約者の地位の承継)と同 様であるとみなして前項の規定を準用します
  - (1)個人から法人への変更
  - (2)契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更 (3)契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更

  - (4)契約者である任意団体の代表者の変更
  - (5) その他前各号に類する変更

#### 第12条(契約者の名称等の変更)

- 1. 契約者は、その氏名もしくは法人名又は住所もしくは所在地又は本 サービスの利用料金の決済に用いる預金口座を変更したときは、た だちに組合所定の変更届を組合に提出するものとします。
- 2. 前項に定める場合を除き、契約者は、利用の申し込みに際して組合 に通知した事項を変更したときは、組合所定の書類に変更事項等を 記入のうえ、できる限みやかに組合に提出するものとします 。

# 第13条(利用契約の変更)

- 1. 契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、組合所定の 手続により、組合に変更を申し出るものとし、組合所定の方法によ る承諾の通知を組合が発信したときに、変更の効力が生じるものと します。ただし、第 10 条(承諾)各号のいずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。
- 2. 前項の変更に必要な作業は、組合が指定した業者が行います。

## 第14条(契約者からの解約)

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、解約予定日の1ヶ月 前までにその旨組合に通知するものとします。

# 第 15条(組合からの解 約)

- 1. 組合は、第37条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を 停止された契約者が組合の指定する期間内にその停止事由を解消 又は是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。
- 組合は、契約者が利用契約を締結した後になって第10条(承諾)の 第2号、第4号もしくは第5号のいずれか一つに該当することが明 らかになった場合、第37条(利用の停止)及び前項の規定にかかわ らずその利用契約を即時解約できるものとします。
- 3. 組合は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、 その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

## 第16条(権利の譲渡制限)

この契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの 提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### 第17条(設備の設置・維持管理及び接続)

- 1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任 により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くも のとします。
- 2. 組合は、契約者が前項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない 場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

# 第3章 サービス

# 第18条(サービスの種類と内容)

本サービスの種類及びその内容は、別に規定するところによります。

# 第 19 条(サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、この契約約款で特に定める場合を除き、黒 部市、入善町、朝日町とします。

# 第20条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別に定めるところによりま

## 第 21 条(本サービスの廃止)

1. 組合は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続 的に廃止することがあります。

2. 組合は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に 対し廃止する日の3ヶ月前までに通知します。

#### 第4章 利用料金

第22条(本サービスの利用料金、算定方法等)

一ビスの利用料金、算定方法等は、料金表に定めるとおりとしま

#### 第23条(利用料金の支払義務)

- 1. 契約者は、利用契約が成立した日を含む月の翌月1日から起算して 利用契約の解約日を含む月の末日までの期間について、料金表に定 める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
- 2. 前項の期間において、第35条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用 することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その 期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。 ただし、定額制による本サービスの利用について組合の責に帰すべ き事由により本サービスを全く利用できない状態が 24 時間以上と なる場合、本サービスの利用ができなかった期間に対応する利用料 金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありま せん
- 3. 第37条の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、そ の期間 中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要し ます。

# 第24条(利用料金の支払方法)

- 1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、 組合が定める支払方法により支払うものとします。
- 2. 契約者と金融機関等集金代行業者との間で利用料金その他の債務 を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、 組合は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 25 条 削除

# 第5章 契約者の義務等

# 第 26 条(ユーザ ID 及びパスワード)

- 1. 契約者は、ユーザ ID を第三者に貸したり、第三者と共有しないも のとします。
- 2. 契約者は、ユーザ ID に対応するパスワードを第三者に開示しない
- とともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。 3. 契約者は、契約者のユーザ ID 及びパスワードにより本サービスが 利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意し ます。ただし、組合の故意又は過失によりユーザ ID 又はパスワー ドが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

#### 第27条(自己責任の原則)

- 1. 契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以 下同じとします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレーム が通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものと します。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場 合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様としま
- 2. 組合は、契約者がその故意又は過失により組合に損害を被らせたと きは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

# 第28条(禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとしま

- (1)組合もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行 為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は 侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀 損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信 又は掲載する行為
- (6)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載 する行為
- (10)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、 又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌 がらせメール)を送信する行為
- (11)他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用も しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (12)その他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、 又は他者に不利益を与える行為
- (13)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その 行為を助長する目的でリンクをはる行為
- (14)他者サービスの運営を妨害する行為

# 第29条(契約者の関係者による利用)

- 組合が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。) に利用させる目的で、かつ当該 関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契 約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約 者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします
- 2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第28条各号に定める禁止事 項のいずれかを行い、又はその故意又は過失により組合に損害を被 らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、こ

の契約約款の各条項が適用されるものとします。

#### 第6章 組合の義務等

#### 第30条(組合の維持責任)

組合は、組合のインターネット接続サービス用設備を本サービスを円 滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

#### 第31条(インターネット接続サービス用設備等の障害等)

- 1. 組合は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知っ たときは、可能なかぎりすみやかに契約者にその旨を通知するもの とします
- 2. 組合は、組合の設置したインターネット接続サービス用設備に障害 が生じたことを知ったときは、すみやかにインターネット接続サ ビス用設備を修理又は復旧します。
- 3. 組合は、インターネット接続サービス用設備等のうち、インターネ ット接続サービス用設備に接続する組合が借り受けた電気通信回 線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提 供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4. 組合は、インターネット接続サービス用設備等の設置、維持及び運 用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を組合の 指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第 32 条 削除 第 33 条 削除

第7章 利用の制限、中止及び停止

## 第34条(利用の制限)

- 1. 組合は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常 事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もし くは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持 に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優 先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2. 組合は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われ る組合所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を 制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することが あります。
- 3. 組合は、契約者が組合所定の基準を超過したトラフィック量を継続 的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な 負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与え る場合には、本サービスの利用を制限することがあります
- 4. 組合は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されて いると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部の 利用の制限又は中止する措置をとることがあります。
  5. 組合は、アクセスしただけでマルウェア(不正かつ有害な動作を行
- う、悪意を持ったソフトウェア)に感染させる可能性の高いウェブ サイト(以下「マルウェア配布サイト」)に関して、組合設備で必要 な範囲において通信(アクセス先 IP アドレス又は URL)を検知し、 組合が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪 性サイトリストに基づき、契約者がアクセスしようとするウェブサ イトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対 して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制 限をすることがあります。
- 6. 組合は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用した サイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサ ーバコンピュータ(以下「C&C サーバ等」)へのアクセスに係る通信 に関して、組合設備で必要な範囲において通信(宛先 FQDN)を検知 し、組合が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供され る C&C サーバ等リストに基づき、契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスし ようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をす ることがあります。
- 7. 第5項及び第6項の規定により、契約者の利用に何らかの不利益が 生じた場合であっても、組合はその一切の責任を負わないものとし
- 8. 組合は、インターネット接続サービス用設備を不正アクセス行為か ら防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止 する措置を取ることがあります。
- 9. 契約者は書面等による請求により、第5項及び第6項による、当該 制限 (検知及び一時停止等又は遮断)の措置を解除することができ るものとします。

# 第35条(保守等によるサービスの中止)

- 1. 組合は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがありま
  - (1)組合のインターネット接続サービス用設備の保守上又は工事上 やむを得ない場合。
  - (2) 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
  - (3)第34条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を 行なっている場合。
- 2. 組合は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あ らかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない 場合はこの限りではありません。

#### 第36条(情報等の削除等)

1. 組合は、契約者による本サービスの利用が第28条(禁止事項)の各 号に該当する場合、当該利用に関し他者から組合に対しクレーム、 請求等が為され、かつ組合が必要と認めた場合、又はその他の理由 で本サービスの運営上不適当と組合が判断した場合は、当該契約者 に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずること

があります

- (1)第28条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求し ます。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求 します。
- (3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4)事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部 もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。 (5)第37条に基づき本サービスの利用を停止します。
- (6)第15条に基づき利用契約を解約します。
- 2. 前項の措置は第27条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任 の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際して は自己責任の原則が尊重されるものとします。

#### 第37条(利用の停止)

- 1. 組合は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービ スの利用を停止することがあります。
  - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
  - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
  - (3) 本サービスの利用が第28条(禁止事項)の各号のいずれかに該当 し、前条(情報の削除等)第1号ないし第3号の要求を受けた契約 者が、組合の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
  - (4)前各号のほかこの契約約款に違反した場合。
- 2. 組合は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あ らかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得 ない場合は、この限りではありません。

#### 第8章 損害賠償等

#### 第38条(損害賠償の制限)

- 1. 組合の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用で きない状態(以下「利用不能」といいます。)に陥った場合、組合は、 の契約約款で特に定める場合を除き、組合が当該契約者における 利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続し た場合に限り、1料金月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を 乗じた額 (円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実に発生した 損害の賠償請求に応じます。ただし、天災地変等組合の責に帰さな い事由により生じた損害、組合の予見の有無を問わず特別の事情か ら生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、組合は賠償責 任を負わないものとします
- 2. 利用不能が組合の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項 は適用されないものとします。
- インターネット接続サービス用設備等にかかる第一種電気通信事 業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因し て契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に 対する損害賠償総額は、組合がかかる電気通信役務に関し当該第一 種電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠 償額を限度とし、組合は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応 じるものとします。
- 4. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者へ の賠償金額の合計が組合が受領する損害賠償額を超えるときの各契 約者への賠償金額は、組合が受領する損害賠償額を第1項により算 出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

# 第 39 条(免責)

- 1. 組合は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービ スの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行 為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものと します。ただし、契約者が本サービスの利用に関して組合の故意又 は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではあ りません。
- 2. 組合は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア 等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しない ものとします
- 3. 組合は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生 じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### 第9章 個人情報、通信の秘密

#### 第40条(個人情報)

- 1. 組合は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
  - (1) ご本人確認、ご利用料金の請求、ご利用料金・ご利用サービス提 供条件の変更、工事日、ご利用サービスの停止・中止・契約解除 の通知、及びその他組合サービスの提供に係ること
  - (2)サービスレベルの維持向上を図るためのアンケート調査等
  - (3)個々の契約者に有益と思われる組合のサービス又は提携先の商 品・サービス等の情報の、電子メール・郵便・電話等による提供 (契約者は、組合が別途定める方法で届け出ることにより、これ ら情報の提供を中止させたり、再開させたりすることができま
  - (4)契約者から提供いただいた個人情報の取扱いに関する同意を求 めるための、電子メール・郵便・電話等による連絡。
  - (5) その他、契約者から得た同意の範囲内での利用。
- 2. 組合は、前項の利用目的を達成するため、個人情報を業務委託先又
- は提携先に委託することができるものとします。
  3. 組合は、原則として、個人情報の提供先及び利用目的を通知し承諾を得ると(画面上それらを明示し、契約者が拒絶する機会を設けるようなようなような。 ることを含みます。)を行わない限り、提供いただいた個人情報を 第三者に開示・提供しないものとします。
- 4. 本条第3項にかかわらず、組合は、以下の各号により個人情報を開 示、提供することがあります。
  - (1)刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)その他同 法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には、当該処分の 定める範囲で開示、提供することがあります。
  - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報 開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開 示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で開示、 提供することがあります。
  - (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると組合が判断した 場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することが あります
- 5. 本条第 3 項にかかわらず、契約者による組合サービスの利用に係 わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、 組合は、必要な範囲で金融機関又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。
- 6. 組合は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・ 特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。) を作成し、既存業務の遂行、及び新規サービス開発等のために利用、 処理することがあります。また、組合は、統計資料を提携先等に提 供することがあります。

# 第 41 条 (通信の秘密)

- 1. 組合は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を 守るものとします。
- 2. 刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法も しくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強 制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分 が行われた場合には、組合は、当該処分、命令の定める範囲で前項 の守秘義務を負わないものとします。
- 3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の 開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示 請求の要件が充足された場合には、組合は、当該開示請求の範囲で 本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
- 4. 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、 組合は、当該保護のために必要な範囲で本条第1項の守秘義務を負 わないものとします。
- 5. 組合は、契約者のサービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料 を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理 することがあります。また、組合は、統計資料を提携先等に提供す ることがあります。

この契約約款は、令和4年1月24日から実施します。

# みらーれネット契約約款(別紙)に基づく表示

## ※必ずお読みください。

みらーれネット契約約款は変更となる場合があります。最新の契約約款はみらーれ TV のホームページ (https://milale.ne.jp/) に掲載しています。

□ 契約約款第8条における「別表に規定するインターネット接続サービス」および第18条における「本サービスの種類および内容」

# インターネットサービス

サービス品目	サービス内容
ベーシック	下り 30Mbps/上り 30Mbps (ベストエフォート)
スタンダード	下り 100bps/上り 100Mbps (ベストエフォート)
スーパー	下り 300Mbps/上り 300Mbps (ベストエフォート)
エクストリーム	下り 1Gbps/上り 1Gbps (ベストエフォート)

付随するサービス (詳細は「登録のお知らせ」を参照)	
D-ONU 1台	賃貸 グローバル IPアドレス DHCP
メールアドレス 1 ケ	容量 5GB IMAP *******@milale.ne.jp
ホームページ領域 100MB	非商用利用
迷惑メール対策サービス	「迷惑メール度」を自動的に判定し、迷惑メール度の高いメールを隔離し
	ます
メール転送サービス	「登録のお知らせ」参照のうえ別途お申込みください(無料)

# オプションサービス

みらーれネット契約の方が追加で申し込むことができる有料サービスです。提供しておりますオプションサービスは、本申し込み表示およびみらーれ TV のホームページ(https://milale.ne.jp/)からご確認ください。

# サービス提供の条件

- ☆最低利用期間は1年です。 (別途キャンペーンなどで最低利用期間が変更となる場合があります。)
- ☆課金は、接続した日が属する月の翌月分から開始し、解約月までの月単位となります。
- ☆契約内容の変更およびオプションサービスの申し込みはマイページからお申込みいただけます。
- ☆メールアドレス変更には別途 2,200円の変更手数料がかかります。
- ☆解約の際には撤去工事が必要になります。撤去工事費用についてはみらーれ TV のホームページ (https://milale.ne.jp/) からご確認ください。

# □ 契約約款第20条における「基本的な技術事項」

- ☆本インターネットサービスは全てベストエフォートで提供しています。通信速度や到達性については何ら補償するものではありません。
- ☆サービスの公平性を維持するために通信帯域の制御を実施することがあります。具体的な制御内容についてはホームページにてご確認ください。
- ☆ホームページで SSI, CGI の利用は禁止いたします。
- ☆サポートは、インターネット接続のための設定、ブラウザおよびメールソフトの設定に関することに限らせていただきます。その他のソフト・OS・パソコン・LANに関してはサポート外となります。
- ☆グローバル IP アドレスの付与は一つです。
- ☆組合のインターネット接続サービスを利用して、長時間に渡るファイルの転送等を行うことを禁止いたします。
- ☆組合のインターネット接続サービスを利用して、サーバを構築(又はそれに相当する機能を利用)する行為を禁止します.
- ☆D-ONUの移動、取り外し、変更等を行う場合には、組合が指定する工事業者が行うものとします。これらの作業を契約者自らが行った場合、他の加入者の通信に重大な影響を与える可能性があります。この場合、原状に復旧する費用は、作業をおこなった契約者が負担するものとします。